

案の 1 4

2 国際第 1 0 2 8 号

関税割当公表第 7 7 号の 2

令和 3 年度の乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等の関
税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)
第 6 条の規定に基づき、ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のう
ち乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの(以下「乳幼児
用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等」という。)の関税割当てに関する事項
を下記のように定めます。

令和 3 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等(関税暫定措置法(昭和 35
年法律第 36 号)別表第 1 第 0 4 0 4. 1 0 号及び第 0 4 0 4. 9 0 号に規
定するもの)

2 割当数量 2 5, 0 0 0 トン

3 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、令和３年度の乳幼児用調製粉乳又は調製液
状乳用ホエイ等の関税割当てについて（令和３年３月 11 日付け２国際第
942 号関税割当公表第 77 号）による。